

鳥取県営東山水泳場の指定管理候補者の選定について

平成27年8月20日

スポーツ課

鳥取県営東山水泳場の指定管理者について、地域振興部指定管理候補者審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査結果を踏まえて検討を行った結果、次の団体を指定管理候補者として選定した。

1 指定管理候補者（指名指定）

一般財団法人鳥取県水泳連盟 鳥取市天神50番地3 会長 川口 武

2 指定期間 平成27年11月1日から平成29年3月31日まで

3 委託料の額 85,416,000円

4 審査委員

氏名	所属等
池本 幸雄（委員長）	米子工業高等専門学校 教授
黒田 多美子（副委員長）	鳥取県スポーツ推進委員協議会 理事
古川 嘉彦	税理士
山下 忍	鳥取県障がい者スポーツ協会 スポーツ指導員
山崎 嘉彦	鳥取県地域振興部 スポーツ振興監

5 審査結果

(1) 選定基準

	選定基準	審査項目	配点
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	(1) 管理の基本的な考え方の適合性 ア 施設設置目的の理解 イ 指定管理者を希望する理由 ウ 管理運営の方針	(必須) ※平等な利用が確保できないと認められる場合は失格
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	(1) 施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容（サービス向上策、利用促進策等、利用者等の要望の把握及び対応方針） (2) 管理の基準（開館時間、休館日、利用料金等の設定、個人情報保護、情報の公開） (3) 施設設備の維持管理及び衛生管理の水準 (4) 事故・事件の防止措置、緊急時の対応 (5) スポーツの普及振興への理解	55

		(6) スポーツの普及振興事業の企画力	
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	(1) 収支計画及び見積内容 (2) 県の委託料額の多寡	20
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	(1) 法人等の財政基盤、経営基盤 (2) 組織及び職員の配置等 (3) 現在の施設職員の継続雇用に関する方針 (4) 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 (5) 法人等の社会的責任の遂行状況 ア 障がい者雇用 イ 男女共同参画推進企業の認定 ウ ISO・TEASの認証等 エ 家庭教育推進協力企業としての協定締結 オ あいサポート企業等の認定 (6) 管理運営実績評価	30

(2) 審査結果（面接審査及び書類審査）

	配点	(一財) 鳥取県水泳連盟
選定基準1	適/不適	適
選定基準2	55	46.40
選定基準3	20	11.00
選定基準4	30	19.60
合計	105	77.00

※点数は各委員の平均

主な審査項目について

○選定基準1【施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること】

- ・管理運営の基本的な考え方を理解しており、評価された。

○選定基準2【施設の効用を最大限に発揮させるものであること】

- ・適正な管理・運営がなされており、評価された。
- ・スポーツ教室や障がい者の方への指導、指導者派遣など普及、競技力向上のいずれも積極的に取り組んでおり、評価された。
- ・熱中症対策など安全管理が徹底されており、評価された。
- ・多くの県民に身体の全身運動である水泳をし、健康で楽しめるよう取り組むこと。

○選定基準3【管理に係る経費の効率化が図られるものであること】

- ・省エネルギー化の推進によるコスト削減が図られており、評価された。

○選定基準4【管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること】

- ・昨年度と比較して財務バランスが改善されており、評価された。
- ・能力、資格のあるスタッフが多数おり、評価された。
- ・他の県の推進する施策についても取り組むこと。

○その他

- ・水泳の競技力向上、初心者指導、健康目的の水泳・水中運動等に鳥取県を中心に一層取り組むこと。
- ・競技力向上のための施設であるが、利用者の意見を取り入れるなど地域住民とのコミュニケーションも取れており、水泳の普及に取り組む姿勢は評価できる。
- ・小学校への出前教室など2020東京オリンピック・パラリンピックに向けて期待したい。

6 指定管理候補者の事業計画の概要

(1) 開館時間・休館日

○開館時間：〈屋内プール〉午前10時から午後8時（現行：午前10時から午後7時20分）

〈屋外プール〉6月15日から9月15日

午前10時から午後8時（現行どおり）

○休館日：毎週水曜日、年末年始（12月29日～1月3日）

(2) 利用料金・減免

○利用料金は、現行どおりとする。

○減免基準は、現行どおりとする。

(3) スポーツの普及振興のための取組み

○子ども達がトップアスリートに触れることにより、夢や感動を与えられる機会を提供する。

○障がい者や高齢者が気軽にスポーツを楽しめるよう機会を提供するとともに、障がい者が参加するスポーツ大会等へ職員を派遣する。

○県内外からの強化合宿を受け入れ、その活動を支援する。

(4) 経費削減のための取組み

○マルチスタッフの育成により余剰な作業及び人員の発生を抑制する。

○室温調整、省エネタイプの照明設備の使用、こまめな消灯等により職員全員が節電、節水をはじめとして、あらゆる経費の削減に向けた取組を行う。